



同和問題とインターネット



同和問題とは、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるということを理由に差別するという重大な人権問題です。この差別は、部落差別とも呼ばれます。

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が公布・施行されました。この法律は、部落差別が現実にも今でも存在していることを明記した上で、情報化社会の進む中で「部落差別に関する状況の変化が生じていること」を踏まえ、「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

津市では、これまでも「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月公布・施行)を踏まえ、「津市人権施策基本方針」(平成19年7月策定)の中で同和問題を重大な人権課題の一つとして掲げて、その解決に向けて取り組んできました。

これまでの啓発や教育によって、人権尊重について一定の理解が進んでいる今日の社会では、同和問題に関する差別的な行為は見えにくくなっ

ています。そのため「部落差別はなくなった」と思っている人もいます。また、「同和問題を知らない人に同和問題を教えるから、差別はなくなる」「そっと

しておけば自然になくなる」と考える人もいます。

近年、インターネットが急速に普及し、その中でもスマートフォンからのインターネット利用率が大幅に増加していることが総務省の調査により報告されています。誰もがスマートフォン端末などを利用すれば、いつでもどこでも情報にアクセスできる社会となってきました。

インターネットは、情報を簡単に得ることができる手段として非常に便利である一方、インターネット上の情報は全てが正しいとは限りません。その中には、差別や偏見に満ちた書き込みも少なくありません。またインターネットの掲示板などを利用して、部落差別を助長する目的で、具体的な地名の書き込みや、同和問題の解決に向けて取り組んでいる個人・団体や関係機関を誹謗・中傷する書き込みがなされるといった事象も発生しています。このことを「こんなことを書き込む人の問題」として放置すれば、傷つけられる人も放置されてしまうこととなります。そして、いったんインターネット上で公開されたものは、削除してもそのコピーがすでに拡散し、取り消すことが非常に困難です。このように、今なお、「部落差別はなくなった」といえる状況にはなっていません。

部落差別のない社会を実現するためには、私たち一人一人が同和問題について正しく理解し、「部落差別をしない」から「部落差別を許さない」「差別的な行為を放置しない」と、さらに人権意識を高めていくことが必要です。



人権 豆知識

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が掲げる大会ビジョンを知っていますか？

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで、あと2年数カ月になりました。

大会ホームページでは「スポーツには世界と未来を変える力がある。」と掲げ、「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」、「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」、「そして、未来につなげよう(未来への継承)」の3つを基本コンセプトとし、世界中の人が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会を育む契機となるような大会とするとしています。

オリンピック憲章では「スポーツすることは人権の一つである」とされ、オリンピックは、スポーツの祭典としてだけでなく、スポーツを通して平和でよりよい世界の実現に貢献するために開催されているともいえるのです。